2027年度 京都橘中学校･高等学校 非常勤講師 募集要項
（理科）

【求人先】

学校法人京都橘学園
〒607-8175　京都市山科区大宅山田町34
代表者：理事長　片山　傳生
設置学校：京都橘大学（京都市山科区大宅山田町34）
京都橘中学校・高等学校（京都市伏見区桃山町伊賀50）
たちばな大路こども園（滋賀県草津市大路2-1-55）

【採用条件】

募集職種	非常勤講師
募集教科	理科
求人数	若干名
応募資格	2027年4月1日現在で中学校および高等学校の理科教員免許状取得者または取得見込者
担当科目	理科（主に物理・化学）
採用予定日	2027年4月1日
雇用期間	2027年4月1日～2028年3月31日 上記雇用期間終了後、双方合意の上、1年度以内の契約更新をすることができる。
担当時間数	週12時間程度
勤務地	京都橘中学校･高等学校 〒612-8026　京都市伏見区桃山町伊賀50
勤務条件等	本学園規程による。

(1)本給	担当授業時間数×11,000円	
(2)期末手当	教育経験10年以上	年間5.1か月×本給
	教育経験3年以上10年未満	年間3.0か月×本給
	教育経験3年未満	年間2.5か月×本給
	＊　規定により査定を行うことがある。	
(3)個人研修費	年間45,000円（授業担当時間週12時間以上に限る）	
(4)通勤手当	学園規程により支給	
(5)扶養手当	学園規程により支給	
(6)社会保険	私学共済・雇用保険（授業担当時間週12時間以上の場合）、労災保険	

【応募方法等】

応募書類	①履歴書（学歴・職歴を記載） ②教員免許状の写しまたは教員免許状取得見込証明書 ＊　応募書類の記載内容または採用選考における申告内容に、重要な経歴の詐称その他採用の判断に重大な影響を及ぼす虚偽の事実が判明した場合は、採用内定を取り消すことがあります。 ＊　応募書類は、採用選考にのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。また、試験終了後速やかに処分し、返却はいたしません。
応募方法	応募書類を郵送またはPDF等で添付のうえメール送信（jinji@tachibana-hs.jp） ・　郵送の場合：封筒の表に『応募書類在中（理科非常勤講師）』と朱書き ・　メール送信の場合：件名に『理科非常勤講師の応募（氏名）』と入力
応募締切	随時（決定次第締め切ります。）
選考方法	書類選考および面接（書類選考後、合格者に面接日時を連絡します。）

特記事項	・ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
お問い合わせ・書類送付先	京都橘中学校･高等学校　事務部　人事担当 〒612-8026　京都市伏見区桃山町伊賀 50 TEL：075-623-0066 E-MAIL：jinji@tachibana-hs.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）　【法令リンク】

令和８年 12 月現在

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。